

中途人材紹介に関する基本契約書

関東情報産業協同組合（以下「甲」という）と株式会社 VIVA インテリジェンスネットワーク（以下「乙」という）とは、人材紹介サービス（以下「サービス」という）の利用に関し、下記の通り契約する。

（サービスの内容）

第1条 甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティングならびに人材紹介を依頼し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙ならびに乙と業務提携する有料職業紹介事業者（以下エージェント）が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。

（サービス利用料の発生）

第2条 利用料金は、サービスを通じて甲が人材採用を決定し、採用決定者が甲に入社した段階で発生する。

（サービス利用料）

第3条 本契約に基づくサービス利用料は、下記の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。

- (1) サービス利用料は採用決定者の想定年収の35%及びその消費税相当額を支払う。ただし、候補人材が正式採用されたにもかかわらず、甲での労務提供に至らなかった場合に人材紹介料は発生しないものとし、甲及び乙は、相手方に対し、これに伴う損害賠償金等一切の補償を行わないものとする。
- (2) 第1項にいう想定年収とは、賞与その他の諸手当を含む採用初年度の年収換算額をいうものとする。
- (3) サービス利用料は、採用決定者が甲に入社した時点で、乙より請求するものとする。
- (4) 甲は乙に対し、請求書受領後、請求書受領月の翌月末日迄に乙指定の銀行口座に振込みにより支払うものとする。その際の振込手数料は甲が負担するものとする。

（サービス関連事項）

第4条 乙が候補人材として紹介してから1年以内に、甲が、乙を通さず独自に当該候補人材を労働者として採用する決定をした場合にも、甲は、乙に対して、本条に基づく人材紹介料の支払いをしなければならない。

(サービス利用料の返還)

第5条 乙は、正式採用された人材が、甲の事由により入社した後に退職又は解雇に至った場合には、いったん受領した人材紹介料の返還を要しないものとする。なお、当該退職又は解雇が前項に規定された人材紹介料の支払い前であったとしても、甲の乙に対する人材紹介料の支払義務は消滅しないものとする。

乙は、正式採用された人材が、甲と当該人材との雇用契約の始期から1か月以内に自己都合を理由に退職した又は甲に解雇された（甲以外の事由のみによるものとする。以下、本項において同一。）場合は、人材紹介料の半額及びその消費税相当額を甲に返還するものとする。同様に3か月以内30%、6か月以内10%いずれもその消費税相当額を甲に返還する。これらの場合、甲は乙に対し、当該人材の退職日又は解雇日より5営業日以内に退職又は解雇の事実を書面により乙に通知し、乙は当該書面の通知を受けた日から1ヶ月以内に甲に返還するものとする。甲へ人材紹介料の返還を行うものとする。

(疑義事項)

第6条 本契約に関し、疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議するものとする。

(報告)

第7条 甲は、乙から紹介された候補人材につき、正式採用を決定した際には、直ちに乙に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、本契約により甲から依頼された業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、その限りではない。

(権利・義務譲渡の禁止)

第9条 甲及び乙は、相手方の書面による承諾なくして、本契約に関連して発生する権利・義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供し、あるいは承継させてはならないものとする。

(契約解除)

第10条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれか一つに該当するときは、何らの通知催告等を要することなく本契約を解除することができる。

- (1) 本契約条項の一つにでも違反し若しくはその義務履行を遅滞し、相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、当該期間に是正されなかったとき

- (2) 差押その他の強制執行、仮差押、又は仮処分の申立を受けたとき
- (3) 手形又は小切手について1回でも不渡りを出したとき
- 4(4) 租税公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 相手方以外に対する債務についてその支払を停止し、若しくは支払不能になったとき
- (6) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続の開始決定を受けたとき
- (7) 解散、合併又は営業の全部又は重要な一部の譲渡を決議したとき
- (8) 監督官庁から営業取消し、営業停止等の処分を受けたとき
- (9) 財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (10) 本条各号に準じる事由が存するとき

2 甲及び乙は、本契約期間中であっても、1か月の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。

3 前項に基づく解約については、甲及び乙は、相手方に対し、その事業に損害が生じないように配慮しなければならない。

(契約期間)

第11条 本契約の有効期間は、契約書記入日から一年間とする。

本契約は、甲又は乙が、その相手方に対して、前項に定める契約期間満了の少なくとも3か月前までに書面をもって契約期間の延長を希望しない旨の申し入れをしない限り、1年間の期間をもって自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

本契約の終了（期間満了又は解除等その原因を問わない。以下、本条において同一。）にかかわらず、本契約第3条に基づいて既に発生した甲の紹介料支払義務は消滅しないものとする。

本契約の終了にかかわらず、第4条、第5条、第6条、第12条及び第14条はなおその効力を有する。

(乙が紹介した人材の行為等に対する責任の所在)

第12条 雇用契約期間に乙の紹介した労働者が行った行為について、乙は、乙の詐欺等の不正行為並びに故意又は重過失が原因である場合を除き、甲、当該労働者又は第三者に対して一切責任を負わないものとする。

2 甲は、雇用契約期間中における労働者の行為によって生じた損害等及び当該労働者が被った事故・災害による損害等については、自らの責任で、労働関係諸法令等にしがって、保険への加入等必要な措置を講じるものとする。

3 甲は、乙が、本条に基づき事態の収束のために出費をした場合には、直ちに当該出

費を補填しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第13条 乙は、本契約に基づく人材紹介において取扱う個人情報について、個人情報の適正な取扱いを確保するため、以下の各号の事項を遵守するものとする。

- (1) 本人の事前の同意なく、個人情報を第三者に提供、開示又は漏洩しないこと
- (2) 本人の事前の同意なく、個人情報を本契約以外の目的に使用しないこと
- (3) 個人情報を取扱う従業員等を最小限に留め、善良なる管理者としての注意義務をもって管理すること
- (4) 法令に従い、適切かつ正当な方法により個人情報を取得すること、また甲に対する提供及び採用選考等への利用につき、本人から適切かつ正当な方法により事前に同意を得ること
- (5) 前各号のほか、個人情報の保護に関する法律その他関連法令及び個人情報保護に関するガイドライン等を遵守すること

2 乙は、乙の個人情報の管理体制について甲が改善を要請した場合は、当該要請に従うものとする。

(守秘義務)

第14条 甲及び乙は、本契約に基づく人材紹介制度の適切な運用のために、必要と認める範囲で、相手方に対し、第1条に定める秘密情報を開示する。

- 2 甲及び乙は、相手方より開示された秘密情報を、本契約の目的のためにのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。
- 3 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なくして、秘密情報を第三者に漏洩してはならない。ただし、裁判所からの命令、その他法令に基づき開示が義務付けられる場合はこの限りではない。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲及び乙は、自ら（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む。）が反社会的勢力でないこと、過去5年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを誓約する。

- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないことを誓約する。
- 3 甲又は乙は、相手方について第1項の表明に反することが判明した場合又は前2項

の誓約に反した場合、何らの通知催告等を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。なお、本項に基づく解除によって生じた損害については、解除当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 16 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

(準拠法)

第 17 条 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

(合意管轄)

第 18 条 本契約の当事者は、本契約に関して生じるあらゆる紛争の解決にあたって、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約の締結を証するため、本契約の各当事者は、本書 2 通を作成し、記名捺印の上、各当事者がそれぞれ 1 通を保有する。

平成 29 年 11 月 1 日

(住 所)

(甲)

(住 所) 東京都豊島区東池袋 3 丁目 21 番 18 号 第一笠原ビル 5 階

(乙) 株式会社 VIVA インテリジェンスネットワーク

代表取締役 石川 雄三